

企業年金連合会規約（抜粋）

（略）

第 1 2 章 共同運用事業

（目的）

第 8 5 条 連合会は、平成 2 5 年改正法附則第 4 0 条第 4 項第 1 号ハ及び同項第 2 号の規定に基づき、基金、企業年金基金及び規約型企業年金を実施する事業主（以下この章において「年金基金等」という。）が支給する年金又は一時金につき一定額が確保されるよう、年金基金等の拠出金を原資として、年金基金等の年金給付等積立金又は積立金の額を付加する事業（以下「共同運用事業」という。）を行う。

（資産の運用）

第 8 5 条の 2 連合会は、前条の目的を達成するため、共同運用事業に属する資産の運用を行う。

（拠出金）

第 8 5 条の 3 共同運用事業に加入する年金基金等（以下この章において「事業加入年金基金等」という。）は、その規約に定めるところにより、連合会に拠出金を拠出する。

（交付金）

第 8 5 条の 4 連合会は、事業加入年金基金等から申出があった場合、当該事業加入年金基金等の有する共同運用事業資産（前条に規定する拠出金の額及び共同運用事業による増減額の合計額をいう。）の全部又は一部について、当該事業加入年金基金等が指定する現に有効に成立している信託の契約の相手方である信託会社若しくは信託業務を営む金融機関、生命保険の契約の相手方である生命保険会社又は生命共済の契約の相手方である農業協同組合連合会に移管することにより交付するものとする。

（資産の分別管理）

第 8 5 条の 5 連合会は、各事業加入年金基金等が有する共同運用事業資産を分別して管理し、資産の保全を図るものとする。

（共同運用事業運営規程）

第 8 5 条の 6 共同運用事業の運営に関する事項については、共同運用事業運営規程において定めるものとする。

2 共同運用事業運営規程は、理事会の議決を経て決定する。また、定めた事項を変更する場合においても同様とする。

3 理事長は、前項の規定による決定及び変更を行ったときは、次の評議員会において報告を行うものとする。

(運用の責任等)

第85条の7 連合会は、法令、連合会の規約及び前条の規程に従う限りにおいて、共同運用事業の結果生じた損失の負担または事業加入年金基金等に対する特別の利益の提供は行わないものとする。